

# 相続の税務 Q&A

▶6◀

ランドマーク税理士法人監修

## 小規模宅地等の軽減措置

**Q** 相続税の申告において一定

面積以下の宅地については、評価上の軽減措置があるそうですが、それはどのようなものか教えてください。

### 限度面積までの部分を減額可

**A** 相続または遺贈によって取

得した財産のうち、被相続人または被相続人と生計を一にしていた親族の事業(不動産の貸付を含む)に使用されていた宅地や国の事業に使用されていた宅地等、または、居住用として使用されていた宅地等で建物や構築物の敷地として使用され

ているものについて、それぞれ限度面積まで(これを「小規模宅地」といいます)の部分を減額できます。

【解説】この特例は、1回の相続について下表の面積まで適用を受けることができます。

#### 〈特定事業用宅地等〉

被相続人等(同一生計親族を含む)の事業に供されていた宅地等で、その事業を申告期限までに承継し、かつ申告期限まで引き続きその事業を営んでいる場合などをいう(不動産貸付業等は除く)。

#### 〈特定居住用宅地等〉

被相続人の居住の用に供されていた宅地等で、その宅地等の取得者が配偶者や同居親族で申告期限までその宅地等を有し、かつ、その宅地等に居住している場合などをいう。

◇次回は11月20日付

区分	選択特例対象宅地等	上限面積	軽減割合
A	特定事業用宅地等	400m <sup>2</sup>	80%
B	特定居住用宅地等	330m <sup>2</sup>	80%
C	貸付事業用宅地等	200m <sup>2</sup>	50%

※次の算式により計算した面積が限度です。

$$A \times 200 / 400 + B \times 200 / 330 + C \leq 200 \text{ 平方㍍}$$

Cに適用しなければ A 400 平方㍍と B 330 平方㍍の完全併用(合計 730 平方㍍)が可能となります。